

公益財団法人いわてリハビリテーションセンター役員及び評議員の
報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター(以下「センター」という。)の定款第16条及び第31条に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬等並びに旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条の規定に基づいて置く理事長、副理事長、専務理事及び理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条の規定に基づいて置く者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、現地経費、宿泊料、食卓料)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 役員等の受ける報酬等は、別に定めるもののほか、常勤役員にあつては給与(給料、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当)とし、評議員及び非常勤役員にあつては、報酬とする。ただし、医師である常勤役員については、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター職員給与規程(以下「給与規程」という。)の第2条に規定する給与の種類を適用するものとする。

2 給料は、月額とし、報酬は、日額とする。

(常勤役員の給与の額等)

第4条 常勤役員がセンターの職員を兼ねる場合の給与の額は、センターの職員として算定した給与の額とする。この場合、センターの職員としての給与を支給し、常勤役員の給与は支給しない。

ただし、センター長の職を兼ねる常勤役員の給料月額は、給与規程第2条本文の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の5の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与規程第2条に規定する給与(給料を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額については、給与規程第2条本文の規定に基づき定められる額とする。

2 医師である常勤役員が、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター職員就業規程第48条の規定によりセンターの職員を定年退職した後、引き続きセンターの継続

雇用の常勤医師として任用され職務に従事する場合の給与の額等は、センターの職員の定年退職日における給与の額等とする。

3 岩手県を退職した者が役員に就任する場合の給与の額については、岩手県と協議の上、決定するものとする。

(評議員及び非常勤役員の報酬の額)

第5条 評議員及び非常勤役員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(報酬等及び費用の支払方法)

第6条 常勤役員の給与の支払方法については、岩手県の一般職の職員の例による。

2 前項に規定する以外の報酬等及び費用は、必要の都度、支払うものとする。

(退職手当)

第7条 常勤役員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に退職手当を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当の額は、退職日におけるその者の給料月額に、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じた当該各号に定める割合に当該常勤役員の区分としての在職月数を乗じて得た数の合計の数を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 100 分の 20

(2) 理事長以外の常勤役員 100 分の 18

3 常勤役員がセンター職員(継続雇用される場合を除く。)を兼ねる場合の期間は、前項に掲げる在職月数の算定期間から除算する。

4 第1項の在職月数の計算は、在職日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として行う。この場合において、1月に満たない日数は1月とする。

5 前各項の退職手当の支給については、前各項に定めるもののほか、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター職員退職手当支給規程の定めるところの例による。

6 前各項の規定にかかわらず、岩手県を退職した者が役員に就任した場合は、その役員には退職手当を支給しないものとする。

(旅費及び費用弁償)

第8条 役員等が職務のため旅行したときは、常勤役員には、岩手県の行政職給料表8級の職務にある職員の例による旅費を支給し、評議員及び非常勤役員には、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額において、現地経費、宿泊料及び食卓料については、別表の定めるところによる。

3 旅費及び費用弁償の支給方法については、岩手県の一般職の職員の例による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 令和 6 年 4 月において、理事長の職にあった者には、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、給料の特別調整額は支給しない。
- 2 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区 分		金 額
日 当 (1 日につき)	甲地方	3,500 円
	乙地方	2,600 円
宿 泊 料 (1 夜につき)	甲地方	13,100 円
	乙地方	11,800 円
食 卓 料 (1 夜につき)		2,600 円

- 注 1 現地経費及び宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の 1 の備考に定める甲地方のことをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 以上により難しい事案については、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター職員旅費規則に定めるところによる。